

「人権」って、 なんだろう？



イラストは、サハラ砂漠のタッシリ・ナジェール洞窟壁画の「人間」をベースに描き起こしたものです

広島県

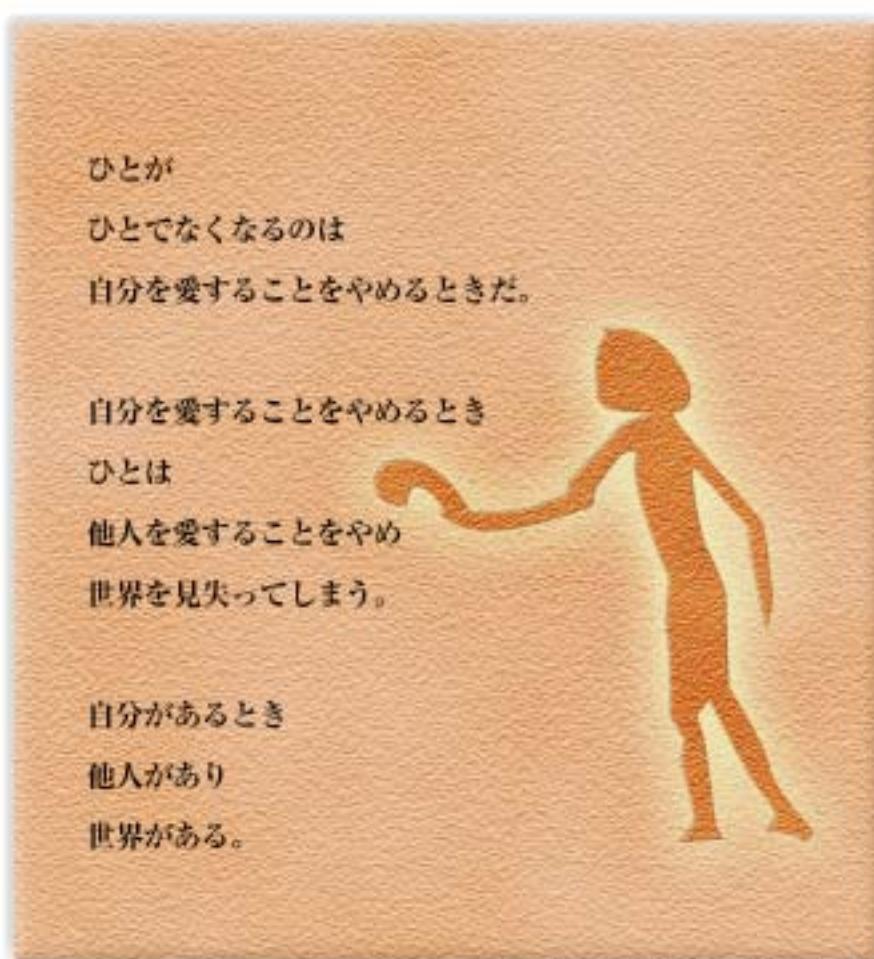
はじめに

世界人権宣言が、昭和23(1948)年の国連総会で採択されて55年になります。以来、世界で、日本で、人権に関する取組が進められてきました。

いま、一人ひとりの価値観が多様化する中で、精神的な豊かさや人権の尊重が求められています。

「人権の世紀」と言われている21世紀、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現するため、私たち一人ひとりの人権意識を高めることが必要です。

この冊子の中では、様々な角度から、わかりやすく「人権」を取り上げています。学校、地域、家庭、職域等、日常生活を通じて、「人権」について考えてみませんか。



ひとが
ひとでなくなるのは
自分を愛することをやめるときだ。

自分を愛することをやめるとき
ひとは
他人を愛することをやめ
世界を見失ってしまう。

自分があるとき
他人があり
世界がある。

●吉野弘さんがわが子に贈った詩
「泰々子に」から抜粋したものです

人権ってなんだろう … 3 ページ
女性 5 ページ
子ども 9 ページ
高齢者 11 ページ
障害者 14 ページ
同和問題 17 ページ
アイヌの人々 20 ページ
外国人 21 ページ
HIV感染者等 23 ページ
ハンセン病患者・ 元患者等 26 ページ
刑を終えて出所した人 29 ページ
犯罪被害者等 30 ページ
インターネット による人権侵害 … 31 ページ
広島県 人権教育・啓発指針 … 33 ページ

人権ってなんだろう



憲法が保障する人権

私たちには、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されています。でも、このことを知らないという人が増えてきています。

憲法では、自由に生きる権利、平等の権利、人間らしく生きる権利（社会権）が保障されており、これを私たちが理解し、守っていくことが、私たちの生活をより豊かなものにするのです。

あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか？



内閣府「人権擁護に関する世論調査」

生命の尊さ

いじめや児童虐待、ストーカー行為、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面で、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶ちません。その背景として、人の命を尊重する意識が薄れていますが指摘されています。

生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるようにするには、どうしたらいいのでしょうか。

人権についての取組

世界では…

第二次世界大戦による人権侵害、人権抑圧に対する反省から、昭和23(1948)年国連総会において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」が採択されました。この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの国際人権規約が採択されました。

また、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約など、個別の人権保障のための条約が採択され、加盟国において締結が進められています。

平成6(1994)年の総会では、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議しました。これを受けて各国では、人権に関する国内行動計画の策定など様々な取組が進められています。

日本では…

「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

また、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしました。この法律に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

この基本計画の中で、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権問題に対する取組等を推進することとしています。

広島県では…

一 広島県人権教育・啓発指針の策定

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、県の人権教育・啓発に関する基本理念・基本方針を示すものとして、平成14(2002)年5月に策定しました。

指針は、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目指しています。

また、この指針に基づく人権教育及び人権啓発についての実施計画として、「広島県人権啓発推進プラン」を同年11月に、「広島県人権教育推進プラン」を同年12月に策定しました。

プランに基づき、人権一般の普遍的な視点からの取組、また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の各人権問題等に対する取組を、着実に推進します。

※1人種差別撤廃条約

正式名称：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

※2女子差別撤廃条約

正式名称：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

あなた自身が こよなく大切な存在です

自分自身をかけがえのない存在として認め、大切に思える人は、他の人のことも受け止めやすくなると言われます。

「自分と同様に、他の人も大切な存在」これは、すべての人の尊厳を認める基本ではないでしょうか。

自分自身をかけがえのない存在として認め、大切にする気持ち「自尊感情」は、幼い時に形成されると言われます。まず、周りのおとなに受け入れられ、育まれることが重要な意味を持ちます。

最近問題になっている少年犯罪の事例では、「他の人のことを大切にできないのは、自分が大切にされた経験がないことも一因」と言われています。

みんな違って、みんないい

私たちは、気づいていないけれど、人やものごとに対する偏見を持ってしまいがちです。

でも、なんの根拠もないことで自分をしばるのは、お互いを生きにくくしてしまいます。

一人ひとりみんな違います。

みんな違って、みんないいのです。

互いの違いを理解することが、互いの人権を守ることにつながってきます。

日常生活の中で

私たちは、日常の言葉や行動の中で、気づかないうちに人を傷つけていることがあります。

他の人のことを思いやることで、様々な人権問題に気づき、他の人の人権を大切にすることができます。そして、それは自分の人権を守ることにつながってくるのです。





女性

だれもが自分らしくいきいきと！

男性と女性が平等であるということは、[日本国憲法](#)にもはっきりと示されており、法律の上では男女平等の原則が確立されています。

現在、職場や地域活動、スポーツなど、いろいろな分野で女性の活躍が広まっていますが、社会の制度や慣習の中には、「男は仕事、女は家庭」というように男性と女性の役割を固定し、それぞれの生き方や行動を制約するようなものもあります。

また、夫やパートナー等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など人権を侵害する事案も生じています。

県では、このような問題の解決に向け、平成13(2001)年度に[広島県男女共同参画推進条例](#)を制定し、男女が互いに尊重し合い、支え合う参画社会づくりに取り組んでいます。

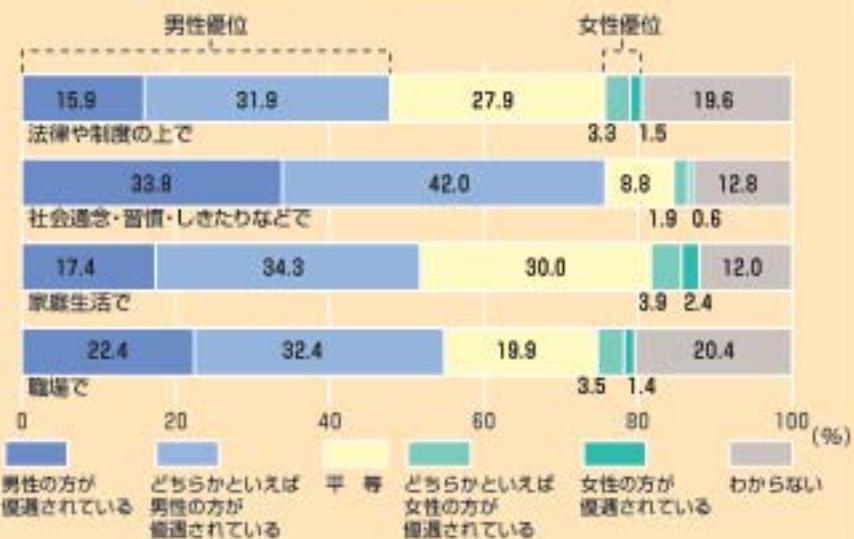
様々な分野に女性の声を！

平成12(2000)年度県政世論調査によると、様々な分野において「男性優位」と感じている人が多く、依然として不平等感や性別による固定的な役割分担等が残っていることがうかがわれます。

このような不平等感や性別による固定的な役割分担等を解消し、女性の意見を様々な分野に反映させるためには、男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針決定の場でいっしょに考え、いっしょに決定することが必要です。



男女の地位は平等になっていると思いますか？



広島県「県政世論調査」(平成12年度)
注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民1,200人



女性の能力発揮で職場の活性化へ

仕事と家庭の両立支援

少子高齢化が進む中、将来にわたって社会経済全体の活力を維持していくためには、職業生活と家庭生活を両立させることが重要であり、一人ひとりが性別にとらわれず家族の一員としての役割を果たすことが求められています。

このため、県では、平成13(2001)年に改正された育児・介護休業法等について周知するなど、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に取り組んでいます。

*育児・介護休業法

正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

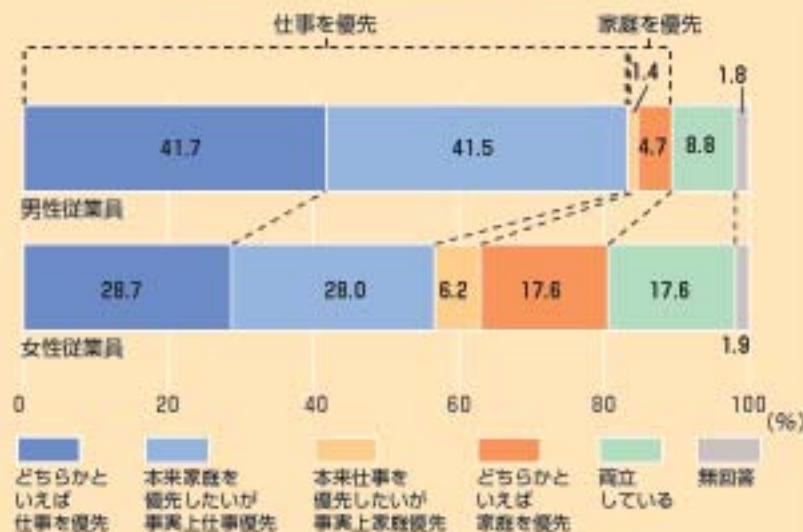
女性労働者が増加していく中で、女性が能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができるような職場づくりを進めることは、働く女性のためだけでなく、働く人すべての労働意欲の向上や企業の業績拡大、イメージアップにもつながります。

平成11(1999)年に改正された男女雇用機会均等法では、職場における女性に対する差別の禁止やセクシュアル・ハラスメントの防止等、男女がともに働きやすい職場づくりに向けた各種制度が定められています。

*男女雇用機会均等法

正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

働く男女の仕事と家庭の優先度



広島県「働く男女の雇用環境実態調査」(平成14年度)
注) 調査対象は、広島県内企業2,000社に勤務する男女従業員各2,000人

セクシュアル・ハラスメントとは？

男女雇用機会均等法では、職場において女性労働者を不快にさせる性的な言動等のことをいいます。

(例) 身体に不必要に接触する
食事やデートへ執拗に誘う

など

また、「子どもはまだか。」と繰り返し尋ねたり、職場の歓迎会等の席でお酌を強要することもセクシュアル・ハラスメントになる可能性があります。

女性に対する暴力のない社会へ

配偶者等からの 暴力の防止に向けた取組

平成13(2001)年10月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定され、配偶者からの暴力(DV)は犯罪であることが明確にされました。

暴力は、相手に恐怖と不安を与え、相手の行動を束縛し、自信を失わせ従属的な関係に追いこんでしまう行為です。人は誰しも暴力的環境の中で豊かに生きることはできません。

夫やパートナー等からの暴力をなくし、男女が共に人権を尊重し、安心して生活できるよう、ひとりで悩まず、はっきり声を上げていくことが大切です。

婦人相談所における
相談件数等の推移



広島県「婦人保護事業の概要」



DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか?

DVは、直訳すると「家庭内暴力」であり、夫婦や親子など家庭内で起こり得る様々な形態の暴力が考えられます。近年では「夫や恋人、婚約者、同棲相手、元夫など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力」というとらえ方が一般的になっています。

身体的 暴力

- ・殴る、蹴る
- ・物を投げる、物でたたく
- ・刃物を突き付けたりする など

精神的 暴力

- ・無視する
- ・交友関係や電話を細かく監視する
- ・さげすむ、ののしる など

性的 暴力

- ・性的行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・見たくない雑誌を見せる など

経済的 暴力

- ・生活費を渡さない
- ・支出を細かく監視する
- ・外で働くことを妨げる など

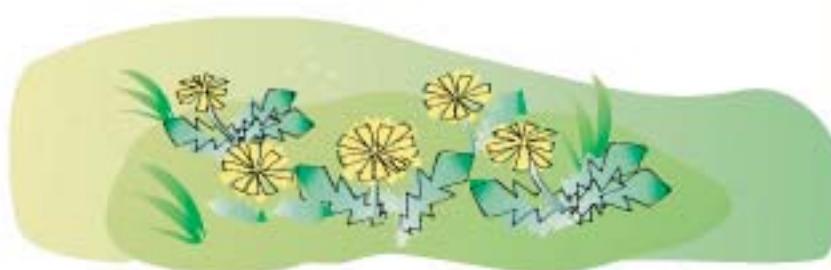




被害者支援

県では、県立婦人相談所に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、配偶者等からの暴力の相談に応じるほか、必要に応じて一時保護や自立支援を行うなど、DVに悩む人たちの支援を行っています。

また、警察では、プライバシーを守りながら、相手の立場に立った迅速、的確な対応を行っています。



ひとりで悩まないで！

配偶者暴力相談支援センター

☎(082)255-8801

〒734-0003 広島市南区宇品東4丁目1・25
(広島県立婦人相談所)

相談時間 月～金曜日 10時15分～17時
休日・夜間電話相談

月～金曜日 17時～20時
土・日曜日・祝日 10時～17時
(12月29日～1月3日は除く)

警察安全相談電話

迷わず相談してください

☎(082)228-9110

(ブッシュ回線は局番なしの #9110)

相談時間 月～金曜日 8時30分～17時
(祝日・12月29日～1月3日は除く)

性犯罪相談110番電話

☎0120-72-0110

相談時間 24時間対応 (年中無休)

緊急の場合は110番



子ども

子どもの権利ってなに？ 「子どもの権利条約」

平成元（1989）年に国連総会で採択されたこの条約は、子どもの権利を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざしています。日本も平成6（1994）年にこの条約を批准しました。

この条約の中で子どもの権利について、主に次のことが定められています。

健康に生きる権利

健康な体を守るために、健康診断や予防接種を受けたり、必要な医療サービスを受ける権利

意見を表明する権利

自分の意見や考え方を自由に表現する権利

暴力などから守られる権利

あらゆる暴力や虐待などから保護される権利

教育を受ける権利

学校で勉強する権利

宗教や思想を持つ権利

自由に物事を考えたり、自由に宗教を信じたりする権利

*子どもの権利条約

正式名称：児童の権利に関する条約



児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害です

児童虐待とは、本来守るべき保護者などの言動が、子どもの心身に有害な影響を与えることです。

虐待は子どもの心に大きな傷を残すだけでなく、尊い命を奪ってしまうことさえあります。

たとえ、「しつけ」のつもりで行った行為でも、子どもの心身の健康状態に著しい害を及ぼすものであれば、虐待となります。

虐待であるか否かは、子どもの立場に立って判断しなければなりません。

こんな考え方について、あなたは？

●「子どもは弱く、思慮分別に欠ける存在だから、おとなが決めてやらなければならない。」

- ①そう思う ②そう思うこともある ③そうは思わない

●「子どもはおとなの言うことに従うべきだ。」

- ①そう思う ②そう思うことがある ③そうは思わない

●「子どものくせに……」

- ①いつも言っている ②時々言っている ③言ったことはない

●「義務を果たせないので権利ばかり主張して」

- ①いつも言っている ②時々言っている ③言ったことはない

子どもを単に保護の対象として考えるのではなく、子どもの権利、子どもの利益を尊重し、その権利を社会全体で保障し、育んでいくためにはどうすればいいのかみんなで考えてみましょう。



虐待のタイプ

身体的虐待

- ・身体に外傷を与えたり、生命に危険を及ぼす暴行や行為

性的虐待

- ・子どもへの性交
- ・性的行為の強要
- ・性器や性交を見せるなど

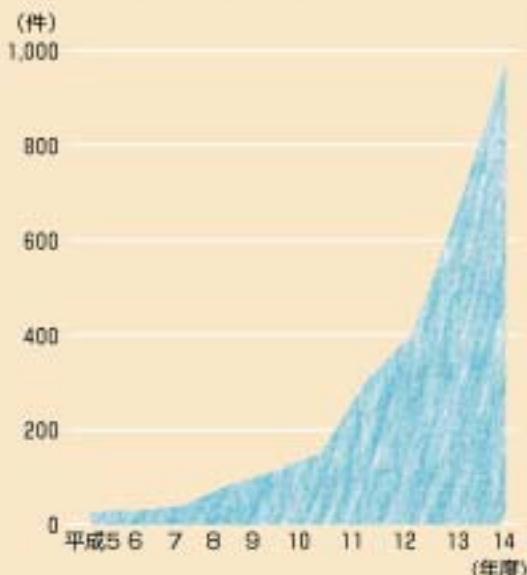
ネグレクト

- ・家に閉じ込める
- ・病気やけがをしても病院に連れて行かない
- ・適切な食事を与えない
- ・ひどく不潔なままにする
- ・自動車内や家に置き去りにするなど
- ・言葉によるおどし
- ・脅迫
- ・無視
- ・兄弟姉妹間の差別的扱いなど

心理的虐待

※ネグレクト……育児放棄

県内の児童相談所における児童虐待相談件数の推移



虐待防止にあなたの勇気を！

児童虐待には、多くの関係機関や地域住民が連携して対応することが重要です。

虐待が疑われるときは、すぐに児童相談所や県地域事務所厚生環境局、市福祉事務所、民生委員・児童委員へ連絡してください。

たとえ、その情報が間違っていたとしても、責任を問われることはありませんし、連絡した人の秘密も守られます。

相談窓口

広島県中央児童相談所

☎ (082)254-0381

広島県中央児童相談所呉分室

☎ (0823)24-6824

広島県福山児童相談所

☎ (084)951-2340

広島県三次児童相談所

☎ (0824)63-5181㈹

広島市児童相談所

☎ (082)263-0694㈹

「子ども何でもダイヤル」

☎ (082)255-1181

毎日9時～17時（12月29日～1月3日は除く）



高齢者

いつまでも輝き続けるために

3人に1人が高齢者

現在、国民のおおよそ5人に1人が65歳以上です。

高齢化はさらに進行し、平成26(2014)年頃には4人に1人、平成52(2040)年頃には3人に1人が65歳以上になると予想されています。

平均寿命が男性で78歳、女性で85歳に達した現在、何歳をもって「高齢者」と呼ぶかの議論もありますが、年齢にかかわらず、自分の人生を自分で決め、人として尊重され、一生を自分らしく暮らしたいものです。



でも、こんな問題があります

【虐待】

- 殴る、蹴るの暴力
- 手足を縛るなどの拘束
- 年金等を取り上げる
- 言葉による侮辱、脅迫
- 介護や世話を放棄
- 無視や孤立させるなど

家庭内の虐待は介護負担やストレスから発生するほか、家族間のかつとう、経済的問題が背景となっている場合など様々なケースがあり、表面化しにくい傾向があります。

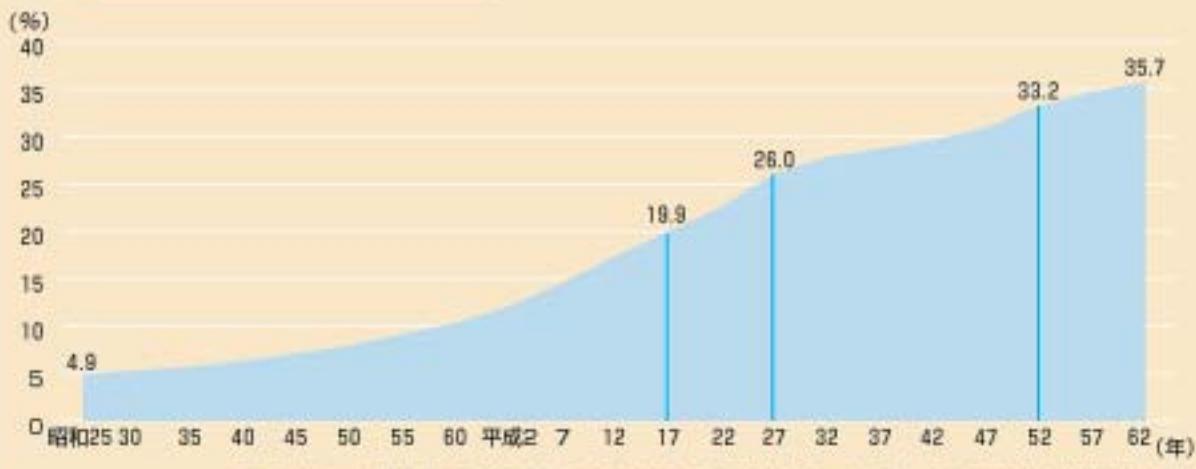
【身体拘束】

- 高齢者の徘徊や転落を防ぐために、車いすやベッドに縛り付ける
- ベッドから自分で降りられないように横で囲む
- おむつを外さないよう介護衣(つなぎ服)を着せるなど

介護保険施設などでは、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は禁止されています。

身体拘束は、本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛を与えるばかりか、人間としての尊厳を侵すものです。

高齢化率の推移



安心して暮らせる社会へ

【財産侵害】

「自宅が、知らない間に他人の名義になっていた」とか「家族が不在の間に、あるいは、一人暮らしの高齢者が高額な商品の購入契約をしてしまった」など、判断能力低下を悪用して財産がだまし取られたり、不利な契約を結ばされることがあります。

【社会参加の困難性】

勤労意欲も能力もある高齢者が、年齢による制約で就労の機会が得られない場合や、高齢者の恋愛や結婚について、家族や施設内で否定的に対応することがあります。



平均寿命、平均余命の推移





いきいきと

シルバー人材センターや高齢者能力活用協会の会員として就労し、地域に必要とされる仕事を通じて、生きがいや収入を得る人が増えています。

また、これまで培ってきた経験や能力を活かし、福祉・環境問題、青少年育成、まちづくりなどに取り組むためのNPO法人を設立するなど、積極的に社会を支える役割を担う動きが始まっています。

成年後見制度

痴呆などで判断能力が不十分な人の財産管理や住居の確保、治療、介護、生活維持のための契約結婚や費用支払などを、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度です。

家庭裁判所が本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長の申し立てにより、判断能力の程度に応じて成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備え、本人があらかじめ契約で任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

相談窓口

● 広島弁護士会高齢者等財産管理センター

あんしん

☎ (082) 225 - 1600

● 社団法人成年後見センター

リーガルサポート広島支部

☎ (082) 511 - 0230

● 広島県社会福祉士会成年後見センター

ばあとなあひろしま

☎ (082) 254 - 3019

相談窓口

健康福祉総合相談センター

☎ (082) 254 - 3434

本人やその家族等のいろいろな心配ごと、悩みごとの相談に応じます。

広島県社会福祉協議会 福祉サービス利用援助センター

☎ (082) 254 - 2300

痴呆などで判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう支援します。

県内8か所の基幹型社会福祉協議会の専門員が相談にのり、必要な支援内容と一緒に考え、支援計画を作成し、利用契約を結びます。

* 福祉サービス利用手続きの代行や日常的な金銭管理には、一回1,500円の料金がかかります。

広島市社会福祉協議会 ☎ (082) 543 - 6325

呉市社会福祉協議会 ☎ (0823) 25 - 0266

三原市社会福祉協議会 ☎ (0848) 63 - 0570

福山市社会福祉協議会 ☎ (084) 928 - 1334

三次市社会福祉協議会 ☎ (0824) 63 - 8975

東広島市社会福祉協議会 ☎ (0824) 23 - 2800

廿日市市社会福祉協議会 ☎ (0829) 20 - 1182

千代田町社会福祉協議会 ☎ (0826) 72 - 4670

市町村在宅介護支援センター

在宅介護の方法等について、24時間いつでも相談に応じます。

各市町村に中学校区を標準として設置されています。



障害者

共に生きる社会をめざして

障害のある人もない人も同じように、社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活ができる社会をめざすことを「ノーマライゼーション」といいます。

このノーマライゼーションの実現に向け、国連による「国際障害者年」(昭和56(1981)年)を契機として、国内外で様々な取組が行われています。

本県においても、「広島県障害者プラン」などに基づいて、積極的に障害福祉施策を展開しています。

しかし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上では、いまだに多くのバリア（障壁）があり、様々な面で、不自由、不利益又は困難な状況におかれています。

また、年金や手当を狙った悪質商法による知的障害者、精神障害者の消費者被害が、最近、急増しています。

障害や障害のある人に対する正しい理解を深めていくとともに、障害のある人を取り巻く様々なバリア（障壁）を解消することにより、ノーマライゼーションの実現をめざしましょう。

障害や障害のある人に対する正しい理解

障害のある人といっても、生まれたときから障害のある人、病気や事故で障害者になる人、老化がもたらす病気により障害者になる人など、その状況は様々です。

最近では障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化が進んでいます。また、高次脳機能障害、自閉症等発達障害などのような、これまであまり知られていなかった障害もあります。

障害のある人が感じている不便さや必要としている支援は、障害の特性や状態によって違います。

私たち一人ひとりが千差万別であるように、障害のある人を「障害者」とひとまとめに考えるのではなく、一人ひとりすべて違うことをまず理解する必要があります。



障害のある人を取り巻く 様々なバリア（障壁）

人はだれでも暮らしの中で、様々なバリア（障壁）を感じることがあるでしょう。

特に障害のある人は、暮らしの中で、バリア（障壁）を感じる機会がたくさんあります。

だれもが暮らしやすい社会を実現させるため、みんなでバリア（障壁）の解消を図っていく必要があります。



心のバリア（障壁）

障害や障害のある人に対する無理解、偏見や差別など私たちの意識の中にある障壁

物理的なバリア（障壁）

障害のある人の行動を阻害する、建物や駅のエレベーターの不備、歩道と道路の段差、路上の放置自転車など

制度的なバリア（障壁）

「身体が不自由である」、「知的障害がある」、「精神障害がある」などの障害や病気を理由に、免許・資格取得、大学等の入試、就職試験等の機会が与えられないなど

情報のバリア（障壁）

視覚障害のある人や聴覚障害のある人などが音声案内、点字、手話通訳、文字放送などの欠如や不足のため、情報の収集・伝達を阻害されていること



障害のある人に対するエチケット

【困っているのを見かけたら？】

まず、その人が何をしてほしいか尋ねてください。自分だけの判断で行動すると、親切のつもりがおせっかいになる可能性があります。

【お手伝いをする時は？】

「お手伝いしましょうか」と、まず、声をかけてください。黙っていきなり身体に触れたり、車いすを押したりするのは、失礼でもあり、相手を驚かせたりすることになります。

障害のある人の人格をありのままに尊重することが大切です。まずは、相手の立場になって接することから始めましょう。



障害者の権利擁護

障害者の権利相談ダイヤル

☎/㈹ (082)237-3211

障害のある人の権利擁護や財産管理の問題などの相談に応じます。

電話相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00
日曜日・祝日等 留守番電話または
ファクシミリのみ

面接相談 月曜日～金曜日 13:00～17:00
専任相談員による相談

毎月第二水曜日 10:00～12:00

弁護士等による相談

※面接相談は予約が必要です。

場 所 育成会総合福祉センター

〒733-0004 広島市西区打越町17-27



同和問題

同和問題とは

昭和40(1965)年に出された同和対策審議会の答申には、次のように書かれています。

「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」

同和問題解決への取組

この答申を受け昭和44(1969)年に同和対策事業特別措置法が制定され、同和問題の解決に向けた本格的な取組が進められることになったのです。

以後、特別対策事業に関する法律に基づき、住宅や道路などの改善についての取組が行われました。こうした特別対策事業の実施により生活環境の改善など、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成13(2001)年度末で特別対策を終了しました。

一方、差別意識についても着実に解消に向けて進んでいますが、結婚問題を中心として同和問題に関する偏見や差別意識は依然として存在しています。

また、情報化社会を反映し、インターネットを利用した悪質な差別情報の掲載等の問題が生じています。

私たち一人ひとりがこの問題を正しく理解し、認識を深めていく必要があります。

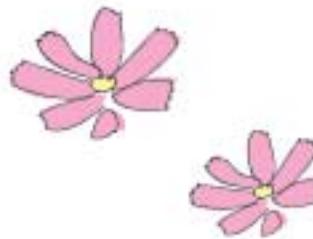
日常生活の視点から

私たちは、日々の暮らしの中で独自の文化や風習を大切にしています。

しかし、様々な風習の中には、不合理なものもあり、これらを一つひとつ改めていくことが必要です。

平成15(2003)年の人権擁護に関する世論調査結果報告(内閣府)の中で「あなたは、同和問題について初めて知ったきっかけは、何からですか」という質問に対し、一番多かった回答は「家族から聞いた」でした。

最も身近な家庭の中から不合理な考え方をなくし、お互いを大切に思える意識を育むことが人権尊重の社会を作るための出発点となります。



娘の遺して くれたもの

田中 薫

昭和60年8月12日、娘が日航機墜落事故で遭難した。

事故は凄惨を極め想像を絶して
いた。バラバラ遺体の中を気が狂つた
ように探し求めてわが子にやつと返り
会えたのは7日目であった。

茶毬にふし、一条の煙と共に白骨と

化したその遺骨を抱きしめた時、
どめなく流れる涙と共に「よう帰つて
きたのう」と思わずほほえんだ私。

一緒に同道した婚約者の姿がいじわらし

かつた。彼は、この事故の1ヶ月ほど前に
「愛子さんとの結婚を認めてください

さい。」と我が家を訪れた。「うちは

同和地区ですよ。」「愛子さんから

聞いています。両親がお金にお願いに

来るはず。」これが彼と交わした最初の
会話であった。

そして、奇しくも遺体収容の体育

館で両家の親が対面した。私が同和地区に就職した時、お父さんは「私は

教師です。少なくとも人々間に平等を
説く人間として自分を偽るような
ことはよろしません。」といわれた。
私は返す言葉もなかつた。

娘の葬儀を聞いた時、「それでも
親戚の中には反対の人がいるかも。」

とか「娘が先々悪い福むのでは。」と、
あれやこれやと愚考して、いた自分が
恥ずかしかつた。こんなお父さんや
彼だからこそ「私は部落の生まれ
なんよ。」と重いことばを打ちあける
ことができたのだろう。

(略)

人の命には限りがある
だから

自分の思うよう生きたい

人は軽く、

10年先、20年先を

口にするけれど

そのときを

大切にしなければ

今、光つていて

娘の絶筆である。



公正な採用選考を

日本国憲法や職業安定法では、「職業選択の自由」すなわち就職の機会均等をすべての人に保障しています。

「就職」は私たちにとって、生活の安定や、勤労を通じた社会参加など、豊かな生活を営むうえで極めて重要な意義を持っています。私たちは皆「希望する職場で思う存分働きたい」と願っています。

多くの人の働く場を提供する事業主として、また、就職の機会均等の確保を図る当事者として、企業には、すべての応募者の就職の機会均等を保障し、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考を実施する責務があります。

そのため、企業ではこれまで、就職差別をなくし、公正な採用選考システムの確立に向けて、たゆみない

努力が行われてきました。しかし、今日でも、採用選考の面接試験で「家族の職業」や「家庭環境」などを質問したり、興信所などを通じて応募者の出生地や交友関係、本人の思想・信条などについて身元調査を行う事象が見受けられます。また、最近では、インターネットを利用した応募段階で、「エントリーシート」と称する企業独自の履歴書等に就職差別につながるおそれのある事項を記入させるなどの事象も見受けられます。

このような行為は、憲法などで保障された応募者の基本的人権を侵害するものであり、公正な採用選考の理念に反するものです。企業の公正な採用選考システム確立に向けた一層の取組が求められています。



「アイヌ」とは

「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ（神）」に対する「人間」という意味です。

アイヌの人々は、北海道などに先住していた、独自の文化や伝統をもつ民族です。

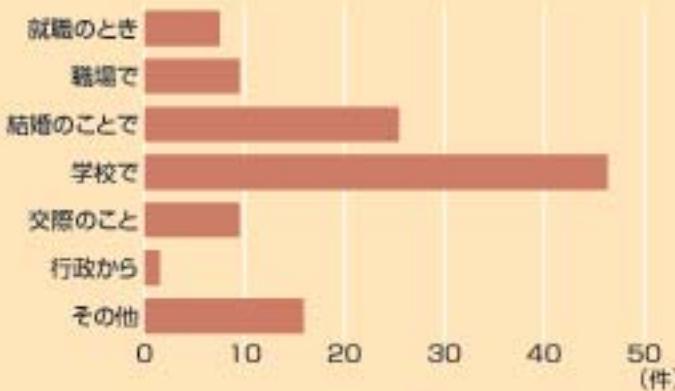
失われた民族の固有性と差別

江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程、さらに、明治32(1899)年に北海道旧土人保護法が制定されるなかで、アイヌの人々の独自の文化や風習は禁止され、日本語の使用や生活習慣の和風化という同化政策が進められました。

この結果、アイヌの人々は、独自の文化や風習、伝統的な生活手段を失ったうえに、生活に対する政府の保護対策が十分ではなかったことから、苦しい生活を強いられました。

現在は、これまでの福祉対策の実施等により生活環境等は着実に向上してきていますが、依然として就職、結婚等での差別や偏見が残っています。

アイヌの人々への差別の状況
どのような差別を受けましたか。(複数回答)



北海道環境生活部「北海道ウタリ生活実態調査」(平成11年)

民族固有の文化・伝統の尊重

平成9(1997)年北海道旧土人保護法が廃止され、同時にアイヌ文化振興法が成立しました。この法律の附帯決議では、アイヌ民族の先住性を認めています。

民族としての歴史や文化、伝統などへの理解を深めることで、アイヌの人々の人権を尊重することにつながります。

※アイヌ文化振興法

正式名称：アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律



ルウンベ
儀式の時に着用する正装衣
(市立函館博物館所蔵)



外国人

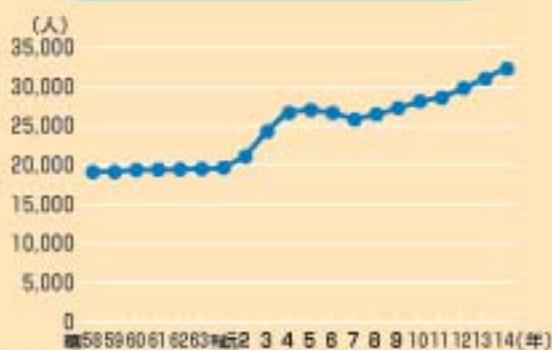
今、県内で

● 外国人登録をしている人は、32,290人(平成14(2002)年12月31日現在)で、県の人口の約1%に当たり、平成4(1992)年に比べて約20%増加しています。

● 在日韓国・朝鮮人をはじめ、中国、ブラジル、フィリピンなど多くの外国籍の人たちが暮らしています。

広島県に居住することとなった事情や歴史的経緯を知り、異なる文化、生活習慣、価値観などを尊重しあい、日常生活の中でどのような問題を抱えているか理解することはとても大切なことです。

広島県の外国人登録者の推移



平成11年まで「広島県統計年鑑」広島県地域振興部統計課
平成12年以降「在留外国人統計」(平成13~15年版)法務省入国管理局

外国人登録者の国籍別割合



「在留外国人統計」(平成15年版)法務省入国管理局

外国人を取り巻く状況は

我が国で生活する外国人は増加していますが、一方で、就労に際しての差別の問題のほか入居・入店拒否等の問題が生じています。

また、在日韓国・朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせなどの事件や差別発言等の問題も生じるなど、本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況があります。

進めよう「暮らしのなかの国際化」

我が国からも多くの方が、仕事や留学などの目的で海外で生活しています。一方、海外から多くの方が仕事や留学などの目的で、日本で生活しています。

この傾向は、今後ますます進んでいくことでしょう。

こうした中、定住外国人を取り巻く課題の解決に向けた「暮らしのなかの国際化」への取組がますます大切になっています。



築こう「ともに生きる地域社会」

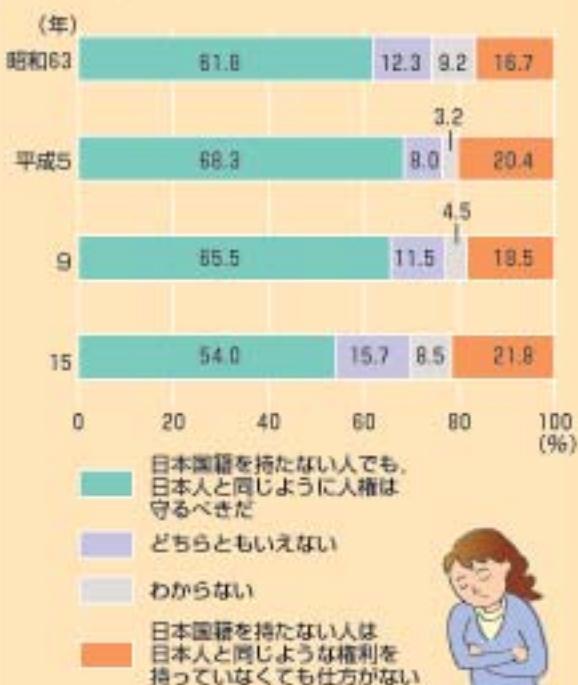
本県では、外国人が地域住民として安心して生活できるような生活環境の整備をすすめるとともに、地域の一員として地域社会と積極的にかかわりながらいきいきと生活できる環境づくりに努めています。

外国人が地域社会へ積極的に参加することが、ひいては地域社会の活力と発展につながるのではないかでしょうか。

同じ地域に暮らす私たち一人ひとりが、外国人の人権について一緒に考え、身近なところから共に行動していきませんか。

外国人に対する 人権意識が低下したのはなぜ?

平成15(2003)年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、日本に住む外国人の人権を「日本人と同じように守るべきだ」と考えている人が54%で、前回調査より11.5ポイント減少しました。



いきいき地球市民社会 ～世界の人たちとともに生きる社会づくり～

「ヒント(HIINT)」の活用を!

ひろしま国際情報ネットワーク (Hiroshima International Information Network 通称: ヒント) は、広島県内の国際化推進をめざし、県民の皆様の国際活動に役立つ情報を提供します。

メニュー： 国際情報トピックス、海外渡航・経済情報、NGO 情報、ボランティア情報、ひろしま暮らしのガイド（外国籍県民の皆様へ）、国際化関係データ

[URLアドレス]

<http://hiint.hiroshima-ic.or.jp>



HIV感染者等

エイズのことを どれだけ知っていますか？

エイズはどんな病気か
知っていますか？

エイズについて正しいと思うものにチェックして
みてください。

- エイズはHIVの感染によって引き起こされる病気である。
- HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではない。
- せきやくしゃみ、握手、コップでの回しのみでは感染しない。
- 共同浴場、プールやシャワー、トイレの便座やノブでは感染しない。
- HIV感染は予防できる。
- エイズは誰もが感染する可能性のある病気である。

答えはすべて「正しい」です。

エイズはどうやって 感染するのでしょうか？

主な感染経路は3つに大別されます。

- 性行為 ⇒ 感染者の精液や膣分泌液によって感染
- 血液感染 ⇒ 麻薬などを回し打ちする注射器から感染
- 母子感染 ⇒ 感染している母親から生まれた子どもに感染

Acquired 後天性 生まれつきでなく
Immune 免 翽 ウィルスや細菌から
からだを守る力(免役)が
Deficiency 不 全 うまく働かなくなって
Syndrome 症候群 さまざまな症状が現れる
「後天性免役不全症候群」の頭文字をとって
AIDS (エイズ)といいます。

レッドリボンのメッセージ

レッドリボンはあなたがエイズに関して偏見を持っていない、エイズとともに生きる人を理解し、支援していくというメッセージです。



「HIV感染とエイズの違い」を知っていますか？

HIVに感染してもすぐにエイズの症状が出るわけではありません。

エイズ

感染後10年で約半数の人
が発病するといわれてい
ます。免疫機能が崩壊し、
普段なら何でもないカビ
などに感染（日和見感染
症）したり悪性腫瘍がで
きたりします。

無症候性 キャリア

数ヶ月から10年以上、外見から
は感染がわからない状態が続き、
自覚のないまま他の人を感染させ
てしまうこともあります。

HIVに 感染

6～8週間で血液中にHIV抗体が
検出されますが、症状はほとんど
出ません。

今、日本でどれくらい 広まっているのでしょうか？

日本では、平成15(2003)年9月28日現在、エイズ患者・HIV感染者数は、8,349人が報告されています。しかし、これはあくまでも「報告数」です。実際の感染者数は、数万人とも言われています。

日本の患者・感染者報告数（人）

感染経路	患者数	感染者数
異性間の性的接觸	1,241	2,311
同性間の性的接觸	677	2,018
静注薬物濫用	17	29
母子感染	16	30
その他・不明	825	1,185
合計	2,776	5,573

厚生労働省報告（平成15年9月28日現在）





考えよう、伝え合おう、 何ができる？どうすればいい？ HIVに感染したり、エイズにかかった人に あなたができることは？

家族や友人など、周囲の人たちに感染前と同様に接してもらうこと、理解してサポートしてもらうことが、HIV感染者やエイズ患者にとって、なによりも心の支えとなります。

そのためには、HIVに感染してもエイズを発病しないなければ、ほぼ今までどおりの生活ができること、職場や学校での日常的な活動では感染することができないことなど、正しい理解と認識をもつことが大切です。

また、免疫低下した感染者には次のような配慮が必要です。

- 服薬時間に配慮する
エイズの発病する時期を先に延ばすために定時に服薬の必要がある人もいます。
- 生ものはすすめない
免疫の低下している感染者には感染症の原因になることがあります。
- かぜなどを感染させない

日常生活の中で…

あなたの未来、周囲とのかかわりがどう変わるか想像してみてください。

不安で仕方がないのに誰にも相談できなかったら。

あなたの周りではHIVやその他のウイルスに感染した人が安心して病気と聞える環境にあるでしょうか？

感染の不安があるときは？

エイズホットライン、広島県内の保健所・保健センター、広島県保健対策室などで電話での相談を受け付けています。エイズで悩んでいる人は相談してみましょう。

相談窓口

広島県エイズホットライン

☎ (082) 242-0812

土・日曜日 9:00~16:00
(毎月第1土曜日・祝日・
12月29日~1月4日を除く)

保健所・保健センター等

広島県保健対策室	☎ (082) 513-3070
広島地域保健所	☎ (0829) 32-1181㈹
広島地域保健所海田分室	☎ (082) 822-5111㈹
呉地域保健所	☎ (0823) 22-5400㈹
芸北地域保健所	☎ (082) 814-3181㈹
東広島地域保健所	☎ (0824) 22-6911㈹
尾三地域保健所	☎ (0848) 64-2322㈹
福山地域保健所	☎ (084) 921-1311㈹
備北地域保健所	☎ (0824) 63-5181㈹

広島市中保健センター	☎ (082) 504-2528
広島市東保健センター	☎ (082) 264-5111
広島市南保健センター	☎ (082) 250-4108
広島市西保健センター	☎ (082) 294-6235
広島市安佐南保健センター	☎ (082) 877-2111
広島市安佐北保健センター	☎ (082) 819-0586
広島市安芸保健センター	☎ (082) 821-2809
広島市佐伯保健センター	☎ (082) 922-0111
呉市西保健センター	☎ (0823) 25-3540
呉市東保健センター	☎ (0823) 71-9176
福山市保健所	☎ (084) 928-1164



ハンセン病ってなに？

ハンセン病は、基本的には皮膚と末梢神経の病気で、ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」による感染症です。

この「らい菌」は非常に感染力の弱い菌で、免疫力の弱い人が、「らい菌」に接触したときに感染することがあります。

発病した場合、よく効く薬がない時代には、手、足、顔面の変形や視力障害などの後遺症を残すことがありましたが、医学の進歩とともにプロミンなどのよく効く薬が開発され、完全に治る病気になりました。

ハンセン病患者が 差別されたのはなぜ？

患者は、有効な治療法がなかった頃には病気の進行にともない、手、足、鼻、目などの一見してわかるところに変形や機能障害が起こりました。

また、家族から引き離されて強制的に療養所に入所させられたことから、「強い感染力をもった恐ろしい病気」であるといった誤ったイメージが定着していました。

患者は、このような誤解や国の誤った施策や、その一端を担った県などにより、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。

どんな差別がありましたか？

ハンセン病患者を隔離することによって社会が救われるとの考え方から対策が進められたので、親や兄弟と一緒に暮らすことができませんでした。実名を名乗ることができなかったり、昭和23(1948)年に特効薬のプロミンの効果が認められたにもかかわらず、断種や中絶手術が優生保護法により認められ結婚しても子どもを産むことが許されませんでした。

また、療養所内での作業を強いられたり、一生療養所から出て暮らすことができず、死んでも療養所内で火葬され故郷の墓に埋葬してもらえませんでした。患者だけでなく家族も本当につらい思いをすることになりました。

平成8(1996)年にらい予防法の廃止に関する法律が施行され、ようやく法的に強制隔離は終結しましたが、これまでの長期間にわたる隔離などにより、療養所入所者の社会復帰が困難な状況にあります。このような状況の中で、平成13(2001)年には、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や名誉回復などが進められています。

私たち どうしたらいいのでしょうか？

まずは、患者及び元患者の人たちが人権を大きく制限、制約されてきたこと、また、社会において偏見や差別が存在してきた事実を厳粛に受け止める必要があります。

そして、ハンセン病について一人ひとりが正しい知識と認識を持ち、偏見と差別をなくし、患者及び元患者の人たちを温かく迎え入れる社会を実現することが必要です。

具体的には、家族と一緒にハンセン病について話したり、講演会や資料展示会に参加するのもいいでしょう。元患者さんが里帰りされたときに介助したり、療養所を訪問することでも理解を深めることができます。

ふるさとへ戻って 暮らせるのでしょうか？

日本では、かつてハンセン病だった約4,000人の元患者さんが後遺症などで療養を続けておられますが、平均年齢が76歳と高齢であり、障害のため日常生活に支障がある人もおられます。

入所者は今もなお社会に偏見や差別が根強く残っていることや家族に迷惑が及ぶことを心配して療養所の外で暮らすことに不安を感じておられます。

現在、広島県出身者は、8か所の国立ハンセン病療養所に入所されています。私たちの理解と社会の支えが必要です。



全国のハンセン病療養所



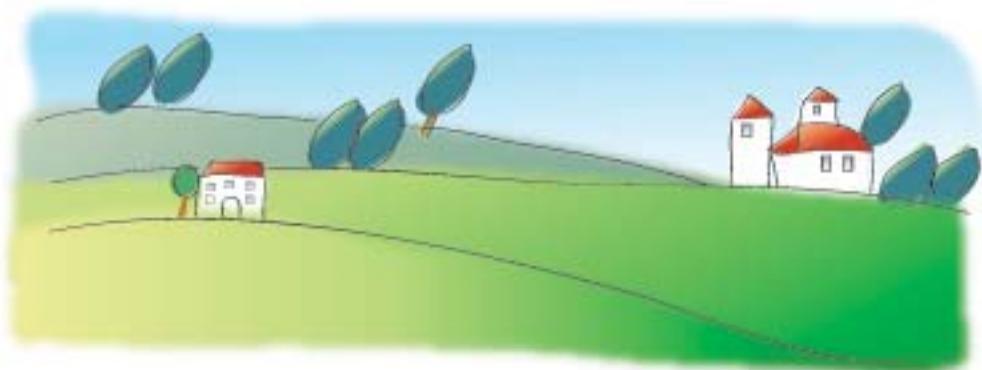
ハンセン病の歴史

- 明治6(1873)年 ノルウェーのハンセン、「らい菌」を発見
- 明治28(1895)年 イギリス人のハンナ・リデルが熊本に私立の回春病院を設立
- 明治40(1907)年 「癒予防に関する件」制定
放浪患者を隔離
- 昭和6(1931)年 「癒予防法」制定
隔離患者の対象拡大
- 昭和18(1943)年 アメリカで治らい薬「プロミン」の有効性を発表
- 昭和28(1953)年 「らい予防法」制定
- 平成8(1996)年 「らい予防法」廃止
- 平成13(2001)年 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、原告勝訴判決
「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」成立



刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居の確保が難しいなど、社会復帰をめざしている人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。





犯罪被害者等

被害者の抱える様々な問題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって直接的な被害を受けるだけでなく、

- 医療費の負担、失職、あるいは転居を余儀なくされるなどの経済的な問題
- 事件に対する恐怖や不安感からのストレスや身体の不調
- マスコミによる取材・報道や周囲からの根も葉もないうわき話などによる不快感

などの様々な問題に苦しんでいます。このような問題は「**二次的被害**」と言われています。

私たちにできること

犯罪の被害を受けた後、身体的にも精神的にも変調を来すことは珍しくありません。これは突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こりうることです。



身体的反応

動悸、感覚・感情の麻痺、不眠・悪夢、食欲不振 など

情緒的反応

恐怖感、不安感、罪悪感、無気力、怒り など

周囲の人たちは、被害者の心理等を理解して接し、被害者を責めたり、無理に励ましたりしないようにしてください。被害者が回復していくためには長い時間がかかりますが、周囲の人の理解や共感、支持などがとても大切です。

支援活動は

被害者のニーズは生活上の支援をはじめ、医療的なこと、裁判に関することなど様々な範囲にわたっています。

そこで、被害者に対してきめ細かな支援を行うために、警察、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、行政や相談機関等による被害者支援連絡協議会を設立し、連携、協力しながら、被害者の多様なニーズに対応した支援活動を推進しています。



相談窓口

警察安全相談電話

□ (082)228-9110
(ブッシュ回線は局番なしの#9110)

相談時間 月～金曜日 8時30分～17時
(祝日・12月29日～1月3日は除く)



インターネットと人権

インターネットは急速に普及しており、総務省が行った「通信利用動向調査」によると平成14(2002)年末現在の世帯普及率は81.4%と、ここ数年で急増しています。インターネットを代表とするITの進展は豊かで創造性にあふれた社会への扉を開きました。

ところが、インターネットによるコミュニケーションのスピードと広がりは従来の手段とは比較にならないこと、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等が、電子メールで流されたり、ホームページに掲載されるなど、人権にかかる問題が発生しています。

インターネットは情報の発信・収集とともにとても便利な道具ですが、誤った使い方をすると、人を傷つけ、プライバシーを侵害する道具になってしまいます。

利用する私たちが、個人のプライバシーや名誉に関してどのような意識を持っているかが「鍵」になります。

インターネットの普及率



プロバイダ責任制限法

このような問題に対応するためプロバイダ責任制限法が、平成14(2002)年5月から施行されています。

この法律では、インターネットなどによる情報の流通により他人の権利が侵害された際の、関係するプロバイダ等の措置について責任範囲が明確化されています。(図1)

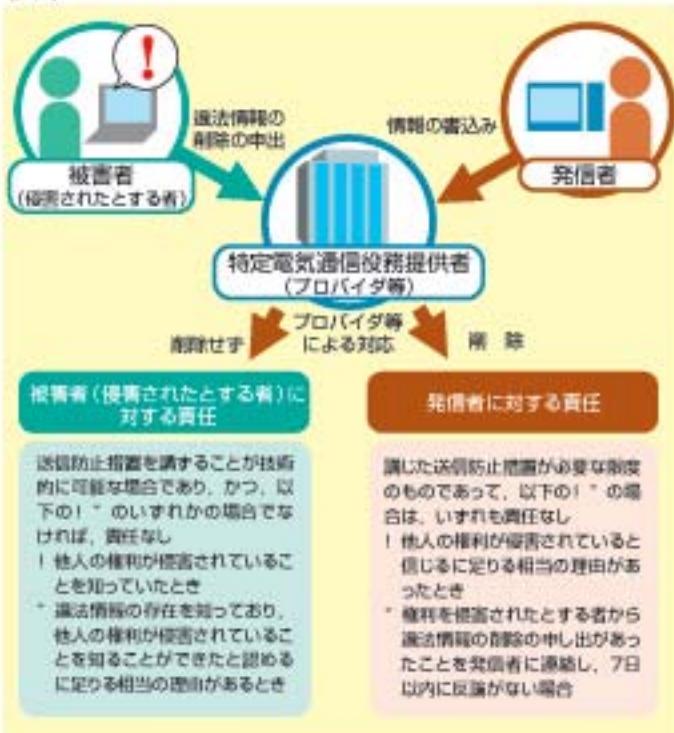
また、情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダなどに対し、そのプロバイダなどが保有する発信者情報の開示を請求することができます。(図2)

この制度の円滑な運用を図るため、広島県では関係団体などへの周知・啓発に努めています。

※プロバイダ責任制限法

正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(図1)





私たちの個人情報を守るために

高度情報通信社会における個人情報の利用の著しい拡大を背景として、平成15(2003)年5月に、**個人情報の保護に関する法律**が公布されました。この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めています。

この法律に先立って、広島県では、県の機関や事業者が個人情報を適正に取り扱うよう、**広島県個人情報保護条例**を制定し、平成7(1995)年10月から施行しています。また、この条例に基づいて、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」を作成・公表し、事業者の自主的かつ積極的な取組を促進しています。

個人情報の適正な取扱いには、大別して4つの原則(右表参照)があります。個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の収集や利用・提供、管理などを行う

ときは、個人の権利や利益を侵害しないように、必要な保護措置を講じることが求められています。

個人情報の適正な取扱い

個人情報の収集

- 目的を明確に、目的の範囲内で
- 原則として本人から

個人情報の利用・提供

- 収集した目的の範囲内で
- 目的以外の利用・提供は本人の了解を

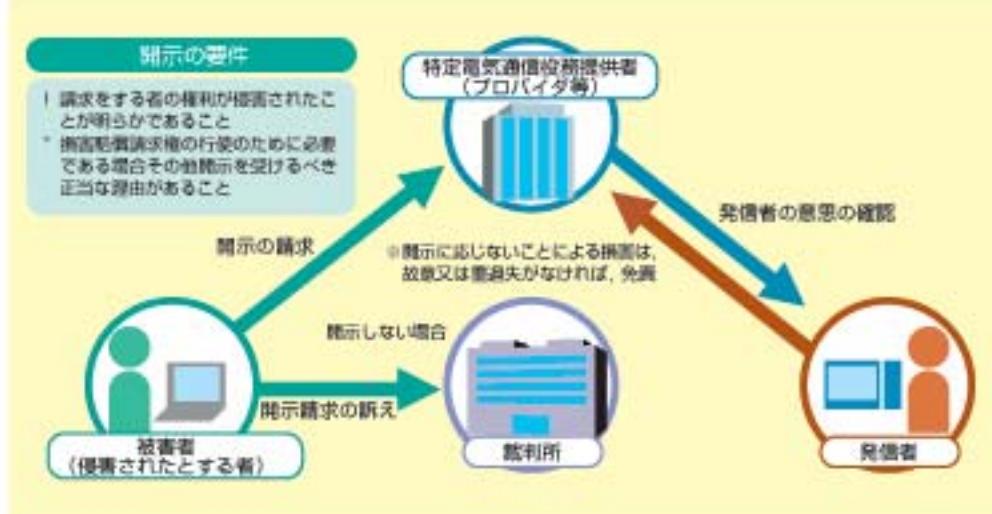
個人情報の管理

- 紛失・流出がないように
- 不必要的個人情報の廃棄は確実に、かつ、速やかに

個人情報の開示・訂正

- 請求に基づき原則として本人に開示
- 内容に誤りがある場合は訂正

(図2)



広島県人権教育・啓発指針

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものかを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9(1997)年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12(2000)年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。

本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考え方のともに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし他人を大切にして共に生きていくということである。

第2 指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

2 指針の目標

本指針は、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれること

を目的として行われる教育活動をいう。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図りながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。

幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

3 家庭

幼児期から豊かな情操や想いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、県は、保護者に対する学習機会の充実を図るととも

に、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

4 職域

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。

こうしたことから、県は、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取組に対し、協力・支援を行う。

第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

第6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があります。適宜、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする。

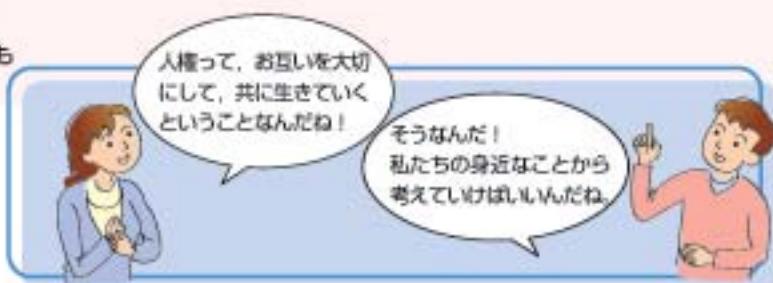
2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県内に人権施策推進本部を設置する。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との、一層の連携強化を図るものとする。

3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が、今後ますます重要なことが予想されることから、本県の各種相談機関をはじめとして、県や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。



広島県 人権施策室 平成15(2003)年11月発行
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
TEL (082) 513-2734 (ダイヤルイン) FAX (082) 227-2549

R100

www.r100.jp

お問い合わせはR100へおまかせ下さい。

